

○東海道・山陽新幹線 Supreme Class 設備の車内発売及び利用条件に関する約款

(2026 年 9 月 2 日社通達第 81 号)

東海道・山陽新幹線 Supreme Class 設備の車内発売及び利用条件に関する約款
(適用範囲)

- 第 1 条 この約款は、第 2 条第 1 号に規定する東海道新幹線及び第 2 条第 2 号に規定する山陽新幹線の特別急行列車の車内において、旅客が第 2 条第 4 号に規定する Supreme Class 設備の利用を申し出る場合に適用します。ただし、旅客が Supreme Class 設備の利用を希望する区間が、新大阪・博多間の各駅相互間である場合は、西日本旅客鉄道株式会社が別に定めるところによります。
- 2 この約款に定めのない事項については、東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月東海旅客鉄道株式会社公告第 1 号。）（以下「旅客規則」といいます。）及び当社が定める E X サービス運送約款（平成 20 年 3 月社通達第 73 号。）（以下総称して「旅客規則等」といいます。）によるものとします。
- 3 この約款と旅客規則等との間で重複又は競合する内容については、この約款が優先するものとします。

(用語の意義)

第 2 条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「東海道新幹線」とは、東海道本線（新幹線）中東京・新大阪間をいいます。
- (2) 「山陽新幹線」とは、東海道本線（新幹線）中新大阪・新神戸間、山陽本線（新幹線）中新神戸・小倉間及び鹿児島本線（新幹線）中小倉・博多間をいいます。
- (3) 「東海道・山陽新幹線」とは、東海道新幹線及び山陽新幹線の総称をいいます。
- (4) 「Supreme Class 設備」とは、東海道・山陽新幹線の特別急行列車（16 両編成車両で運転するものに限ります。）の 7 号車及び 10 号車に設備する個室をいいます。

(利用の申し出)

第 3 条 Supreme Class 設備の利用の申し出の方法は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 東海道・山陽新幹線の特別急行列車の特別車両（Supreme Class 設備を含みます。）に乗車中の旅客が、当該列車の Supreme Class 設備の利用を希望する場合（Supreme Class 設備を利用する旅客が別の種類の Supreme Class 設備へ変更する場合を含みます。）は、当該列車の乗務員に対して、当該列車に有効な運送契約に関する証票（以下「乗車券類等」といいます。）を呈示したうえで、希望する Supreme Class 設備の種類及び利用区間を申し出なければなりません。
- (2) 東海道・山陽新幹線の特別急行列車の特別車両（Supreme Class 設備を含みます。）以外に乗車中の旅客が Supreme Class 設備の利用を希望する場合は、当該列車の乗務

員に対して、当該列車に有効な乗車券類等を呈示したうえで、当該列車の特別車両（Supreme Class 設備を除きます。）を利用できる効力を有する乗車券類等への変更並びに希望する Supreme Class 設備の種類及び利用区間を申し出なければなりません。

- 2 前項の規定により申し出る利用区間は、旅客が所持する乗車券類等の有効区間内であり、かつ、当該列車の停車駅相互間でなければなりません。
- 3 乗車中の列車以外の列車の Supreme Class 設備の利用を申し出ることはできません。
- 4 第1項第1号の場合で、Supreme Class 設備を利用する旅客が別の種類の Supreme Class 設備の利用を希望するときは、当該旅客は乗車中の Supreme Class 設備の利用料金の払いもどしを請求することはできません。

（承諾）

第4条 前条の規定による申し出があった場合、当社又は西日本旅客鉄道株式会社は、旅客の希望する利用区間において旅客の希望する Supreme Class 設備の種類に空席があり、かつ運輸上支障がないと認められるときに限り、利用の申し出を承諾し、当該旅客が利用することができる Supreme Class 設備を指定します。

- 2 旅行会社が発売した契約乗車票を所持する旅客に対しては、前項に規定する承諾を行いません。

（利用料金）

第5条 前条の規定による承諾があった場合、旅客は、別表に規定する利用料金を当社又は西日本旅客鉄道株式会社が指定する方法により支払ったうえで、乗務員から利用区間等を示す証票（以下「利用証」といいます。）の交付を受けなければなりません。

- 2 旅客は、理由の如何を問わず、利用料金の払いもどしを請求することはできません。ただし、運輸上の支障その他旅客の責任とならない事由により Supreme Class 設備を利用することができなくなった場合は、この限りではありません。
- 3 車内清掃を実施するために利用証の交付後その一部を使用できなかった場合であっても、旅客は、利用料金の払いもどしを請求することはできません。

（利用条件）

第6条 前条の規定により利用料金を支払った旅客は、利用証に記載された利用区間において、乗務員から指定を受けた Supreme Class 設備を利用することができます。

- 2 Supreme Class 設備の定員は各1人とします。ただし、7号車に設備する Supreme Class 設備については、旅客本人に加えて、当該列車に有効な乗車券類等を所持する他の旅客1人まで同時に利用することができるものとします。
- 3 旅客は、第4条第1項の規定により当社又は西日本旅客鉄道株式会社から指定を受けた Supreme Class 設備の変更を申し出ることはできません。
- 4 旅客は、Supreme Class 設備の利用区間を変更することはできません。利用証に記載された利用区間を超えて引き続き利用することを希望する場合は、新たな利用区間について、第3条に規定する申し出を行い、第4条に規定する当社又は西日本旅客鉄道株式

会社の承諾を受けて、第 5 条に規定する利用料金を支払い、新たな利用証を受領しなければなりません。

- 5 前条の規定により利用料金を支払った旅客が、旅客規則第 308 条の 2 第 1 項の規定による指定券を当該列車に乗車する前に購入しないで同条同項に規定する物品を車内に持ち込んだ場合でも、同第 308 条の 2 第 2 項及び同第 312 条の規定を適用しないことがあります。

(乗車券類等の取扱い)

第 7 条 前各条の規定により旅客が Supreme Class 設備を利用する場合であっても、旅客が所持する乗車券類等の内容は変更されません。旅客は、引き続き、第 3 条第 1 項に規定する利用の申し出を行った際に所持する乗車券類等の内容に基づいて乗車するものとします。

(紛失の取扱い)

第 8 条 旅客が利用証を紛失した場合で、利用証の交付を受けたことが明らかであるときは、別に利用料金を収受することなく Supreme Class 設備の利用を認めることがあります。